

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和8年8月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500450号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2600011号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成28年12月31日は10万円、平成29年8月31日は8万円、同年12月31日は10万円に訂正することが必要である。

平成28年12月31日、平成29年8月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成28年12月31日、平成29年8月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年12月
② 平成29年8月
③ 平成29年12月

請求期間①、②及び③において、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書(以下「賞与明細書」という。)並びに事業主の回答及び陳述により、請求者は、請求期間①、②及び③において、A社から賞与の支払を受け、それぞれ当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる賞与額から、請求期間①及び③は 10 万円、請求期間②は 8 万円とすることが必要である。

また、請求期間①、②及び③の賞与支払年月日については、賞与明細書には年月日の記載がなく、事業主及び同僚の陳述により年月の特定はできるものの、事業主及び同僚からは日付を特定できる回答又は陳述が得られなかったため、賞与支払月の月末とし、請求期間①は平成 28 年 12 月 31 日、請求期間②は平成 29 年 8 月 31 日、請求期間③は同年 12 月 31 日と認定することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 12 月 31 日、平成 29 年 8 月 31 日及び同年 12 月 31 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2600026号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2600008号

第1 結論

平成8年8月から平成10年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年8月から平成10年3月まで

私は、請求期間当時、母子家庭であったため、請求期間の直前まで勤務していた会社を退職後の平成8年8月頃に、A市にあるB市民センターにおいて、国民年金の加入手続とともに国民年金保険料の申請免除に係る手続を行ったが、国の記録によると、請求期間が申請免除の期間となっていない。

30年ぐらい前のことであり申請免除に係る資料等は残っていないものの、A市から母子手当を受給しており、請求期間に係る国民年金保険料の納付書が送付されて来なかったのは当該期間に係る申請免除に係る手続が行われたためであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成8年8月頃に、A市にあるB市民センターにおいて、国民年金の加入手続とともに申請免除に係る手続を行った旨主張しているが、請求期間当時において、国民年金保険料の免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について請求者に通知する取扱いとなっていたところ、請求者は、請求期間に係る申請方法及び当該通知を受け取ったか否かの記憶が明確ではないことから、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の免除申請の状況が不明である。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の免除承認を受けるためには、請求者の国民年金手帳記号番号により、平成8年8月の翌月末日までに請求期間に係る国民年金被保険者資格の再取得手続及び当該期間に係る保険料の免除申請の手続を行う必要があったところ、オンライン記録によると、同資格の再取得に係る処理は、平成10年10月15日に付番された基礎年金番号により同年11月13日に遡って行われていることが確認でき、平成6年9月19日に同資格を喪失後、請求期間において再取得手続が行われた形跡が見当たらないことから、請求者は請求期間当時、国民年金に未加入であり、制度上、請求期間の国民年金保険料を免除申請することはできない。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、請求者の旧姓を含む複数の氏名による調査を行ったものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間における住所地であったとするA市は、請求期間当時における国民年金の届出（資格取得届、資格喪失届、免除申請等）及びその受付状況を確認できる資料については保存期限経過により保管しておらず、請求者の請求期間に係る母子手当（児童扶養手当）に係る受給記録についても確認できない旨回答又は陳述している。

また、請求期間には基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間が含まれており、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る記録管理に過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2600002号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2600010号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支社(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年10月1日から昭和63年10月1日まで

請求期間において、私は、A社C支店で1日8時間勤務し、1週の休日は1回又は2回であったが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

昭和62年当時の社会保険適用事業所のルールでは、土木建築業では5人以上の雇用、フルタイムの条件で社会保険に加入させる義務があるとなっている上、公共職業安定所では、当時、遑って失業給付を受けられるように雇用保険に加入させてくれた。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主は、請求者が勤務していたと主張しているA社C支店に勤務していた従業員が加入する厚生年金保険及び雇用保険の適用事業所は、同社B支社であった旨回答及び陳述しているところ、請求者は、昭和62年10月1日から昭和63年9月30日までの期間において、同社B支店で雇用保険に加入していることが確認できる上、同社B支店に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者が、請求者は同社C支店に勤務していた旨回答及び陳述していることから、請求者は、請求期間において、同社C支店に勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされているところ、事業主は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かは不明である旨回答していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除につい

て確認することができない。

また、事業主は、請求期間当時、正社員は厚生年金保険に加入させており、正社員の社員番号と氏名がそれぞれ記載されている社員番号払出簿を保管しているが、同払出簿に請求者の氏名はない旨回答及び陳述している。

さらに、オンライン記録によると、請求期間に、A社B支社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

加えて、A社B支社が請求期間当時加入していたD厚生年金基金(平成15年4月28日解散)について、企業年金連合会は、請求者の厚生年金基金の加入記録はない旨回答している上、同事業所が加入しているE健康保険組合も、請求者に係る加入記録はない旨回答している。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間を含む期間において、国民年金の被保険者であり、請求期間のうち昭和63年4月から同年9月までの期間については国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。